



- NPO法人ホップ
障害者地域生活支援センター

代表理事 竹 田 保

北海道も初夏を迎え、気温が暖かくなり、外出がしやすい季節となった。特に電動車いすを使用する私たちにとって、この季節は心地よい風を感じながら外出を楽しむ絶好の機会となり、もうすぐ、大通公園ではビアガーデンがオープンする。コロナ禍も終息し、今年は例年以上に賑わうことが予想される。

私も以前、知人と共にビアガーデンを楽しんでいた。せいぜい中ジョッキ1杯が関の山だが、今年は久しぶりに屋外でビールを楽しむことができそうだ。大通公園ビアガーデンは福祉協賛のイベントでもあり、飲んで楽しみながら社会貢献もできる一石三鳥の貴重な機会だ。イベントを通じて、福祉活動に参加し、社会への貢献を実感することができる。

陽気に誘われて、歓談しながらにぎやかにワイワイとビールを楽しむ人々の姿が目につく。しかし、以前は寒さに震えながら、暖かいおでんで暖をとりながら飲んでいたこともあった。札幌には屋外ビアガーデンは似合わないと思っていたが、最近は気温も高くなり、本州並みの気温になり、札幌でも屋外でのビールが似合うようになってきた。今年は久しぶりに、楽しんでみようと思う。

ビール1杯ですぐに顔が赤くなり、自分ではさほど酔っていないつもりでも、周囲からは「電動車いすで飲酒運転をして捕まるぞ」とからかわれることがある。冗談と思いきや、実際、DPI日本会議によれば、最近、電動車いす利用者がデパートとビール工場で試飲を断られるケースが連続で発生しているそうだ。関連情報を調べてみると、警察庁が作成を依頼した「電動車いすの安全利用の手引き（利用者用）」が影響を与えているようだ。

道路交通法では電動車いすは歩行者とされて

いるが、マニュアル作成者には、自転車と同様の認識があったのかもしれない。このマニュアルは15年以上も前に作成され、その後制定された障害者権利条約（日本は2014年に批准）や障害者差別解消法（2016年施行）など現状に即した内容に変更してもらわないと安心してビアガーデンを楽しむこともできない。実際に、かつてある議員がこの問題に関する質問主意書を政府に提出したことがある。

道路交通法同第六十五条第一項においては、酒気を帯びて車両等を運転することを禁止しているが、電動車いすは含まれない。他方で、電動車いすは、原動機を用いる機械であり、飲酒してこれを利用した場合には利用者の判断や操作を誤らせ、利用者自身や周囲の歩行者等が事故に遭う危険を生じさせ得るものであることから、警察庁としては、その利用者等に対し、飲酒してこれを利用しないよう呼びかけている。」とのこと。

このように、電動車いす利用者に対する飲酒運転の規制が曖昧であることは、社会全体の障がい者理解が進んでいないと感じる。ほとんど規制することなく電動キックボードを認めながら、電動車いす利用者の飲酒運転規制をステルスに行うのは不公平だと感じる。

さっぽろ夏まつりは、7月中旬から8月中旬にかけて札幌全体で1ヶ月間開催される。この祭りの魅力のひとつは、そのチャリティー精神だ。毎年、ひとり親家庭や障がい者福祉団体、児童福祉を専門とする団体などに数百万円が寄付されている。

北海道の初夏は、私たち電動車いすユーザーにとっても外出が楽しみやすくなる季節だ。大通公園のビアガーデンでのひとときは、福祉協賛の意義もあり、楽しみながら社会貢献もできる素晴らしい機会だ。また、さっぽろ夏まつりの歴史やチャリティー精神に触れ、地域社会とのつながりを感じることができる。私たちの生活が少しでも快適になり、社会全体が誰もが利用しやすい環境になることを目指して、今年は、飲酒運転で検挙されない程度にビアガーデンでの初夏を存分に楽しみたいと思う。